

輸入食品に対する検査命令の実施について

以下の輸入食品については、本日より食品衛生法第15条第3項に基づく検査命令を輸入者に対して実施することとしましたので、お知らせします。

対象食品等	検査の項目	経緯等
タイ産落花生加工品 (M.P.S.ENTERPRISES LTD.,PART.で製造されたものに限る。)	アフラトキシン	今般、輸入者による自主検査の結果、左記製造者において製造されたローストピーナッツから、発がん性を有するカビ毒の一種であるアフラトキシンの検出(B ₁ として13ppb)が確認されたため、検査命令を実施するものである。 なお、全量、保税倉庫に保管されていることから、全量について廃棄又は積み戻し等の指示を行った。

<参考1>

タイ産落花生加工品の違反事例

品名：ローストピーナッツ（えび味）
 製造者：M.P.S.ENTERPRISES LTD.,PART.
 輸入者：ベンダーサービスインターナショナル 池上貴彬
 届出数量及び重量：31カートン、125.76 kg
 検査結果：アフラトキシン 陽性（B₁として13 ppb 検出）
 届出先：神戸検疫所
 違反確定日：平成16年1月26日

<参考2>

タイ産落花生加工品の輸入実績等

①タイ産落花生加工品の輸入実績

(平成15年1月1日～平成16年1月25日：速報値)

品目	届出件数(件)	重量(kg)	違反件数(件)
いったピーナッツ	11	1,190	1
その他のピーナッツ製品	6	14,940	0

②①のうち M.P.S.ENTERPRISES LTD.,PART.からの輸入実績

(平成15年1月1日～平成16年1月25日：速報値)

品目	届出件数(件)	重量(kg)	違反件数(件)
いったピーナッツ	8	898	1